

「木づかい」って何？



栃木県の森林を健全な姿で次世代に引き継ぐためには、県産木材を積極的に利用し、森林資源の循環利用を推進する必要がある。

このことを理解して、県産木材を日常生活や事業活動の中で積極的に利用することが「木づかい」まる！



木材がもたらす効果って？

木造建築物は、良好な居住環境に貢献するとともに、人への健康効果があるといわれている。主な効果はこんなかんじまる！

- ①リラックス効果
- ②空間内の湿度調整
- ③消臭・抗菌効果



とちぎの木ってどんな木？

栃木県の人工林は、スギ・ヒノキが中心で、その特徴は下のとおりまる。

- ①ほぼ真円に成長する材が多いまる
- ②目(年輪幅)が均等まる
- ③材の中心の偏り(偏心)が小さいまる
- ④通直性(まっすぐ)に優れた材まる



みんなでとちぎの木を使おう

10月は『県産木材利用推進月間』です

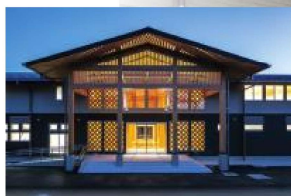


栃木県県産木材利用促進条例

とちぎ木づかい条例

平成29年
10月18日
施行

栃木県林業大学校 2024年開校



問い合わせ先

林業木材産業課 木材産業担当

☎028-623-3277

県東環境森林事務所 林業経営課

(宇都宮市・真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)

☎0285-81-9004

県南環境森林事務所 林業経営課

(足利市・栃木市・佐野市・小山市・下野市・壬生町・野木町)

☎0283-23-1443

県西環境森林事務所 林業経営課

(鹿沼市・日光市)

☎0288-21-1229

県北環境森林事務所 林業経営課

(大田原市・那須塩原市・那須烏山市・那須町・那珂川町)

☎0287-23-6365

矢板森林管理事務所 林業経営課

(矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町)

☎0287-43-1439



県ホームページ▶▶▶

☞ 栃木県 木づかい

検索

※ご不明な点がありましたら、お近くの事務所までお問い合わせください。

都道府県名に唯「木」の文字がある「栃木県」。
栃木県の森林を県民共有の財産として
健全な姿で次の世代に引き継ぐため、
県産木材の積極的な「木づかい」を進めましょう。

とちぎ県

ひまわり保育園



第1条

目的



県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業・木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与する

第2条 >> 定義

第4条～11条 >> 責務・役割

県の責務、各主体の役割、市町村との協力について規定する

● 森林所有者(役割)

- ✓ 所有森林の整備、保全
- ✓ 良質な県産木材の安定供給



● 市町村(協力)

- ✓ 県と連携した県産木材の利用促進に関する施策の推進

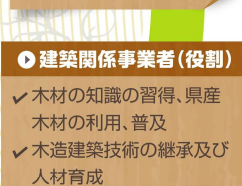
● 県民(役割)

- ✓ 日常生活を通じた木材利用
※木製の家具や玩具など



● 事業者(役割)

- ✓ 事業活動を通じた木材利用
※店舗の木造木質化など



● 建築関係事業者(役割)

- ✓ 木材の知識の習得、県産木材の利用、普及
- ✓ 木造建築技術の継承及び人材育成



● 木材産業事業者(役割)

- ✓ 県産木材の有効利用、安定供給、加工技術の継承
- ✓ 新用途の開発
- ✓ 人材育成
- ✓ 木材産業の振興

● 県(責務)

- ✓ 県産木材の利用促進に関する施策の策定及び実施
- ✓ 各主体との協働

連携



木材利用の「木使い」と、次世代に森林を引き継ぐための「気遣い」

栃木県県産木材利用促進条例(愛称:とちぎ木づかい条例)の概要

第3条 >> 基本理念

条例の基本理念について規定する



県産木材の経済的価値の向上



森林の有する多面的機能(※)の持続的な発揮



快適な居住環境の形成、生活環境の創造

※森林の有する多面的機能とは、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいいます

第12条 >> 県産木材の利用の促進等に関する指針

第13条～22条 >> 県産木材の利用の促進等に関する施策

県は、県産木材の利用の促進等に関する各種施策を講ずる

● 県産木材の安定供給の促進

県産木材の安定供給の促進及び生産性の向上

- 1 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備
- 2 基盤整備、森林施業の集約化、林業機械の高度化



- 3 木材の加工及び流通体制整備
- 4 林業・木材産業の人材育成及び確保

● 木質バイオマスの利活用促進

- ✓ 木質バイオマス施設の整備支援
- ✓ 農業等への新たな利用を推進するための調査及び情報収集



● 研究開発の推進等

- ✓ 県産木材の品質向上、新用途への活用及び林業経営の効率化等

● 市町村の支援

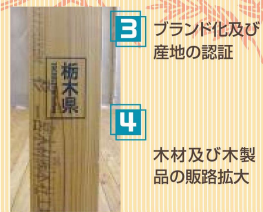
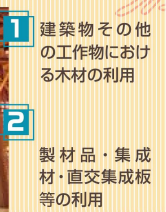
- ✓ 市町村が実施する県産木材の利用促進に関する施策を支援するための技術的助言

● 県産木材利用推進月間(10月)

県民及び事業者における木材利用に対する関心と理解を深めるため、県産木材利用推進月間を設定

● 県産木材の利用促進 県産木材の利用の促進

- 1 建築物その他の工作物における木材の利用
- 2 製材品・集成材・直交集成板等の利用
- 3 ブランド化及び産地の認証
- 4 木材及び木製品の販路拡大



● 設計者等の育成・確保

- ✓ 県産木材を使用した建築物の建築に必要な知識の習得、設計者等の育成及び確保

● 学習機会の確保

- ✓ 県民が木材利用の必要性を学ぶ場の確保
- ✓ 木材利用の必要性に関する情報発信及びイベント開催



● 県の建築物等における県産木材利用

- ✓ 県が整備する建築物等において県産木材を率先して利用

● 顕彰

- ✓ 県産木材の利用に関し、特に優れた取組を行った者への顕彰

第23条 >> 県産木材の利用の促進等に関する協議会

県は、県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため、関係団体等(森林所有者、林業事業者、木材産業事業者又は建築関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者)により構成される協議会を組織する

※H30.6.22とちぎ木づかい促進協議会発足

第24条～25条

雑則